

外国人受入環境整備交付金取扱要領の改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>外国人受入環境整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく交付金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。</p> <p>1 交付金事業</p> <p>交付金事業は、交付対象が在留外国人に対し在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、一元的相談窓口の設置・拡充をし又は運営をすることを目的とした事業で、交付対象がその経費の全部又は一部を負担する事業とする。</p> <p>また、交付金事業は、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が、法令等を遵守し、誠実に業務を履行することとしていること。</p> <p>(2) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が、事業の履行に当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないこととしていること。</p> <p>(3) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者は、相談を受けたことを契機として、自ら運営又は所属する機関の顧客として有料により相談を受け付け又は書類作成・提出の代行を受任するなど、収入を得ることに結びつけるための勧誘は行わないこと。ただし、当該勧誘を行うことが相談者の利益になると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 通年（注1）にわたり、無料で相談に応じることとしていること。</p> <p>(5) 在留外国人の使用言語に応じ、多言語（注2）で情報提供及び相談が行われることとしていること。</p> <p>(6) 交付対象に住所を有する外国人からの相談のほか、当該相談に支障のない範囲で、外国人を受け入れている機関等からの外国人への情報提供を目的とした相談にも応じることとしていること。</p> <p>(7) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が国及び関係機関との連携に努めることとしていること。</p> <p>(8) 一元的相談窓口の開設状況や地域との交流の場に関する広報・周知の取組を積極的に行うこととしていること。</p> <p>(9) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者は、一元的相談窓口において、相談者の求めに応じ、地域との交流や日本語教育組織の情報提供を行うよう努めることとしていること。</p> <p>(10) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者は、一元的相談窓口において、日本人からの多文化共生の実現に資する相談に対応するよう努めることとしていること。</p> <p>(11) 都道府県において交付金事業を行う場合は、一元的相談窓口がない地域からの相談を受け付けるほか、管下市町村の相談対応の質の向上に資する取組を行うなどの広域対応を行うこと。</p>	<p>外国人受入環境整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく交付金の交付に関する細部については、この要領に定めるものとする。</p> <p>1 交付金事業</p> <p>交付金事業は、交付対象が在留外国人に対し在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、一元的相談窓口の設置・拡充をし又は運営をすることを目的とした事業で、交付対象がその経費の全部又は一部を負担する事業とする。</p> <p>また、交付金事業は、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が、法令等を遵守し、誠実に業務を履行することとしていること。</p> <p>(2) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が、事業の履行に当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならないこととしていること。</p> <p>(3) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者は、相談を受けたことを契機として、自ら運営又は所属する機関の顧客として有料により相談を受け付け又は書類作成・提出の代行を受任するなど、収入を得ることに結びつけるための勧誘は行わないこと。ただし、当該勧誘を行うことが相談者の利益になると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 通年にわたり、無料で相談に応じることとしていること。</p> <p>(5) 在留外国人の使用言語に応じ、多言語（注）で情報提供及び相談が行われることとしていること。</p> <p>(6) 交付対象に住所を有する外国人からの相談のほか、当該相談に支障のない範囲で、外国人を受け入れている機関等からの外国人への情報提供を目的とした相談にも応じることとしていること。</p> <p>(7) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者が国及び関係機関との連携に努めることとしていること。</p> <p>(8) 一元的相談窓口の開設状況や地域との交流の場に関する広報・周知の取組を積極的に行うこととしていること。</p> <p>(9) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者は、一元的相談窓口において、相談者の求めに応じ、地域との交流や日本語教育組織の情報提供を行うよう努めることとしていること。</p> <p>(10) 交付金事業を行う者又はその委託を受ける者は、一元的相談窓口において、日本人からの多文化共生の実現に資する相談に対応するよう努めることとしていること。</p>

(注1) 原則として、年間を通して週5日以上開設することを想定しているが、地域の実情に応じて開設日数を調整することも差し支えない。

(注2) 原則として、11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上とする。なお、対応する言語については、地域の実情に応じて、よりニーズの高い言語（例：クメール語（カンボジア語）・ミャンマー語・モンゴル語等）に変更できるものとする。また、対応言語の全部又は一部について、出入国在留管理庁が実施する通訳支援事業や、翻訳機等による多言語対応であっても差し支えない。

なお、交付金事業により取得した翻訳機等を他課等へ一時的に貸し出すことは認められるが、貸し出すことを前提とした取得や他課等への常設は認められない。一時的な貸出しをする場合には、貸出簿等を備え、善良な管理者の注意をもって管理すること。

2 交付金の交付限度額等

(1) 交付要綱別表1又は別表2に定める外国人住民数による区分に対応する交付限度額は、交付金事業の募集時の前年の1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数により決定するものとする。

なお、一つの交付対象が単独方式及び共同方式の両方を行う場合、共同方式への参加市町村の外国人住民数の総合計に、単独方式を行う交付対象の外国人住民数の交付限度額の区分の決定に係る外国人住民数を重複して計上してはならないものとする。

(2) (1)中「交付金事業の募集時の前年」とあるのは、前年度の交付金事業の交付対象が引き続き交付金事業を行う場合にあっては、「交付金事業の募集時の前年又は前々年」と読み替えるものとする。

(3) 交付要綱第6(2)に規定する運営事業の交付決定に係る基準額は、以下のとおり算定する。

ア 単独方式

(ア) 都道府県、外国人住民数5,000人以上の市町村又は外国人住民比率3パーセント以上の市町村

(i) 交付金事業募集時の年度又は前年度の相談件数上半期実績 $\times 2,066.1$

(ii) 上記(i)が2,000,000以上の場合

$\dots 3,000,000 + (i)$ 円

上記(i)が2,000,000未満の場合

$\dots 5,000,000$ 円

(イ) 上記ア以外の市町村

交付金事業募集時の年度又は前年度の相談件数上半期実績 $\times 2,066.1 + 1,000,000$ 円

イ 共同方式

(ア) 参加団体の外国人住民数の総合計が5,000人以上又は参加団体の総住民数における外国人住民比率が3パーセント以上の場合

(i) 交付金事業募集時の年度又は前年度の相談件数上半期実績 $\times 2,066.1$

(ii) 交付要綱別表2に基づく単独方式の交付限度額 $\times 0.2$

(iii) 上記(i) + (ii)が2,000,000以上の場合

(注) 原則として、11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上とする。ただし、対応する言語については、地域の実情に応じて、よりニーズの高い言語（例：クメール語（カンボジア語）・ミャンマー語・モンゴル語等）に変更できるものとし、また、上記言語について翻訳機等による多言語対応であっても差し支えない。

なお、交付金事業により取得した翻訳機等を他課等へ一時的に貸し出すことは認められるが、貸し出すことを前提とした取得や他課等への常設は認められない。一時的な貸出しをする場合には、貸出簿等を備え、善良な管理者の注意をもって管理すること。

2 交付金の交付限度額

(1) 交付要綱別表1又は別表2に定める外国人住民数による区分に対応する交付限度額は、交付金事業の募集時の前年の1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の外国人住民数により決定するものとする。

なお、一つの交付対象が単独方式及び共同方式の両方を行う場合、共同方式への参加市町村の外国人住民数の総合計に、単独方式を行う交付対象の外国人住民数の交付限度額の区分の決定に係る外国人住民数を重複して計上してはならないものとする。

(2) (1)中「交付金事業の募集時の前年」とあるのは、前年度の交付金事業の交付対象が引き続き交付金事業を行う場合にあっては、「交付金事業の募集時の前年又は前々年」と読み替えるものとする。

…3,000,000+ (i) + (ii) 円

上記 (i) + (ii) が2,000,000未満の場合

…5,000,000円

(イ) 上記ア以外の市町村

(i) 交付要綱別表2に基づく単独方式の交付限度額×0.2

(ii) 交付金事業募集時の年度又は前年度の相談件数上半期実績

×2,066.1+1,000,000+ (i) 円

(注1) 外国人住民数及び外国人住民比率は、交付金事業の募集時の前年又は前々年の1月1日現在の総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」により判断する。

(注2) 新たに一元的相談窓口を開設した場合など、交付金事業募集時の年度について、相談件数上半期実績の集計期間が6か月間に満たない団体は、集計期間中の相談件数実績、外国人住民数、外国人住民比率及び周辺の一元的相談窓口の相談件数実績等に基づき、個別に基準額を算定する。